

圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区に関する

都市計画提案について

1. 概要

圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接している、川越市、鶴ヶ島市及び日高市の各行政区にわたる「圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区」の都市計画変更について、都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画提案書を開発事業者から受け付けました。当該提案書は、上位計画に即し、県及び他市との調整が図られ、都市計画決定の必要性を有すると判断したため手続を進めます。

5月15日、開発事業者及び3市による「埼玉県の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づく共同宣言を行いました。

また、今後の計画的な開発が見込まれる地区として、埼玉県が定める「産業誘導地区」に選定されました。

2. 対象地区

位置 日高市大字下高萩新田字村割の一部

面積 約3.5ha 川越市・鶴ヶ島市分含む全体約10.8ha

3. 提案書の内容

圏央鶴ヶ島インターチェンジへの近接性を生かし周辺環境と調和した産業用地を整備するため、次の都市計画の変更を行う提案内容です。

(1) 地区計画

市街化調整区域では土地利用が厳しく制限されていますが、土地利用構想に基づく、都市計画の地区計画を定めることで、市街化調整区域内でも計画的かつ適正な土地利用を図ることができます。

地区計画による建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、緑化率の最低限度などを定めることで、地区周辺に立地する良好な戸建ての住環境や田園環境との調和のとれた地区を形成します。

(2) 準防火地域

産業用地の整備に合わせ、建築物の不燃化を促進することにより防災性の向上を図るため、対象地区全域を準防火地域に指定します。

4. 今後の予定

令和6年6月 原案の縦覧

7月 公聴会の開催

8月 都市計画案の縦覧

9月以降 都市計画審議会への諮問・答申、都市計画変更の告示

※建築基準法第68条の2第1項及び都市緑地法第39条第1項の規定に基づき、地区計画の内容として定められた事項を制限するため、条例改正を予定しています。

